

パートナーズ FX 取引開始にあたっての確認書

私は、外国為替証拠金取引（パートナーズ FX）を行うに際し、貴社から提供された「パートナーズ FX 取引ガイド」、「マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款」、「パートナーズ FX 契約約款」を熟読したうえで、以下に記載されている取引の特徴や仕組み等、取引に関する内容を十分に理解しましたので、御社に依頼することなく私の判断と責任において、自己の資産の範囲内で「パートナーズ FX」取引を行うことを確認します。

1. レバレッジ効果および元本・利益保証ではない点について

私は、パートナーズ FX が外国為替証拠金取引であり、総取引金額よりも小額な証拠金で取引ができ、レバレッジ効果によって大きな利益を得る機会があると同時に、元本が保証されていないこと及び投資資金以上の損失を被る可能性があることを理解しています。

【説明】

レバレッジとは、てこの原理という意味です。このレバレッジ効果を使って少ない証拠金で大きな資金を動かす取引を証拠金取引と言います。FX 取引は証拠金取引であり、個人のお客様の場合には最大で 25 倍のレバレッジで取引することが可能です。

例を挙げると、1 万ドルを 1 ドル=100 円で買った場合、総代金では 100 万円が必要です。そしてドルが 101 円に上昇した時に売ると 101 万円返ってきますので 1 万円の利益（手数料は考慮していません/以下同様）ということになります。100 万円の資金に対して 1 万円の利益ですから、利益率は 1%ということになります。一方 FX 取引で同様の取引をした場合は、42,000 円の必要証拠金（最低必要な投資金額）で 1 万円の利益ですので、利益率では約 23.8%になります。反対に、外貨預金や外貨建 MMF も同様ですが損失のリスクもあります。1 万ドルを 1 ドル=100 円で買った後に値下がりし 99 円で売った場合には、42,000 円の必要証拠金に対し 1 万円の損失が発生することになります。

なお、レバレッジはご自身の資金配分により自由に設定することができます。10 万円のご入金で 1 万ドルだけ取引をした場合は、レバレッジは約 10 倍、投下資金に対する損益のリスクは約 2/5 に、42 万円のご入金で 1 万ドルだけ取引するとレバレッジは約 2.3 倍、投下資金に対する損益のリスクは 1/10 に軽減されます。このため当社では、余裕を持ったご資金でのお取引をお奨めしています。

2. 自動決済ルールについて

私は、一定間隔で行われる時価評価による純資産額が、建玉必要証拠金の 40%以下の状態で更新された場合、未決済建玉の全てが処分されること（自動決済）、及び相場状況等によっては執行される価格が自動決済の水準から大きく乖離することがあり、かつ、投資資金を超える損失となる場合が

あることを理解しています。

【説明】

当社では自動決済（自動ロスカット）制度を設けております。これはお客さまの損失の拡大を防ぎ、資産を守る為の仕組みです。当社が定める自動決済（自動ロスカット）は『一定間隔で行われる時価評価において、純資産額が建玉必要証拠金の40%以下となったとき』に、お客さまの建玉を全て反対売買により決済するというものです。

この仕組みにより、お預かりしているご資金以上のマイナスが発生することは、通常の市場環境下においては可能性が低いと考えられます。しかし、例えばニューヨーク市場のクローズ間際や週初のマーケットオープン直後、主要国の祝祭日、大きな為替変動を誘発させる突発的なニュースが流れたときなどは、レートが直前のレートから大きく乖離する、または短時間に大きく変動する場合があります。

また、当社は相場急変等の事由によりインターバンク市場の実勢レートが安定的で無く、カウンターパーティがレート配信を停止し、または異常レートを配信する等、当社がカウンターパーティから適切且つ継続的にレートの配信を受ける事が出来ず、お客様に適切なレートの配信を提供できる状況に無いと判断した場合、レートの配信を一時停止し、注文の受付を停止させていただく場合があります。その後、インターバンク市場の状況が改善し、複数のカウンターパーティから配信されるレートが安定し、当社がお客様に適切なレートの配信を安定して継続的に提供できる状況であると判断した場合には、レートの配信・注文受付を再開します。

なお、レート配信停止からレートの配信・注文受付再開まで、数十秒から数分、相場状況によっては、更に長い時間を要する場合があります。

その場合、自動決済の水準（純資産額が建玉必要証拠金の40%となる水準）から乖離した水準で自動決済が執行されることがあり、その幅が大きいと投資資金を超える損失が発生する場合がございますので、十分ご注意ください。

3. FX の損益算出方法について

私は、仮に100円で10万米ドルを買建てした後に、1円、円安・ドル高（101円）になった場合10万円の利益計算となり、逆に1円、円高・ドル安（99円）になった場合10万円の損計算となることを理解しています。

【説明】

10万米ドル/円を100円で買い建玉した場合

米ドル/円が101円になったら、利益： $(101円 - 100円) \times 10万ドル = 10万円$

米ドル/円が99円になったら、損失： $(100円 - 99円) \times 10万ドル = 10万円$

10万米ドル/円を100円で売り建玉した場合

米ドル/円が101円になったら、損失： $(101円 - 100円) \times 10万ドル = 10万円$

米ドル/円が 99 円になったら、利益 : $(100 \text{ 円} - 99 \text{ 円}) \times 10 \text{ 万ドル} = 10 \text{ 万円}$

4. 外国為替相場の価格変動について

私は、外国為替相場は 24 時間取引（月～金）で値幅制限はなく短期間で大きく変動する可能性があることを理解しています（過去の例：1998 年 10 月 5 日～8 日の 4 日間でドル/円は約 25 円下落）

【説明】

外国為替取引は、24 時間休むことなく、豪州（シドニー）→東京→中東→欧州（ロンドン）→米国（NY）→豪州（シドニー）の順で継続して取引されています。当社では月曜日朝 7：00～土曜日朝 5：50（冬時間は 6：50）の間、早朝のメンテナンス時間を除き 24 時間取引が可能です。また、外国為替取引には株式市場で言うところの値幅制限（ストップ高・ストップ安等）がありません。このため、想定を超えて、短期間で大きく変動することがあります。

5. 追加証拠金制度について

私は、パートナーズ FX においては追加証拠金が請求されることがあり、貴社が定める期限までに追加証拠金が解消されない場合、未決済建玉全てが処分されることを理解しています。

【説明】

各営業日の終了時において、純資産額（取引ガイド 10.純資産評価における純資産額をいいます。）が、建玉必要証拠金の合計額に不足する場合、その不足額を追加証拠金として請求いたします。追加証拠金が請求されている営業日の 18 時（以下「追証期限」といいます。18 時よりも前に営業日が終了する場合には追証期限を別途通知いたします。）までに追加証拠金が解消されない場合、お客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。

なお、取引ガイド 11.自動決済に該当した場合には、追証期限より前であってもお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。

6. 相対取引への理解および FX にかかるその他のリスクについて

私は、パートナーズ FX が私と貴社との相対取引であり、為替レートが他の情報とは一致しないこと、また、外国為替相場の変動・対象通貨及び日本円の金利変動・各国政府による外国為替市場の規制・インターネット環境等の通信障害等によるリスクがあり、リスクはこれらが全てであるとは限らないことを理解しています。

【説明】

相対取引とは、取引所などを介さず、売り手と買い手が直接に取引することです。例えば、銀行対

顧客といった1対1の取引のことで、その際の為替レート（取引価格）は当事者同士の交渉・取り決めによって決定します。このため為替レートは同一時刻であっても単一ではありません。当社はインターバンク市場のレートを基準に為替レートを作成しておりますが、当社が提供するレートは他の情報（テレビ・インターネット・他のFX会社等）と同一ではありません。

外国為替証拠金取引には次のような取引リスクがあります。お取引の際には、これらのリスクを理解した上でお取引ください。

1. 価格変動リスク

外国為替市場は各国の経済環境、社会情勢、金利動向等により24時間常に変動しており、値幅制限もなく短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては損失を被るリスクがあります。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。

2. レバレッジ効果によるリスク

パートナーズFXは外国為替証拠金取引であり、総取引金額より小額な証拠金で取引ができレバレッジ効果によって大きな利益を得る機会があると同時に、逆に大きな損失を被る可能性もあります。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。

3. スワップポイントによるリスク

パートナーズFXではスワップポイントは、通常、高金利通貨を買建てた場合は受け取りとなり、高金利通貨を売建てた場合は支払いとなります。それにともない新たな資金が必要になったり、自動決済の水準が近くなったりする可能性があります。

4. 自動決済のリスク

パートナーズFXでは一定の間隔で行われる時価評価において、純資産額が建玉必要証拠金の40パーセント以下となった場合、未決済ポジションの全てが処分され、相場状況等によっては執行される価格が計算上の自動決済の水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託された額を超える損失となる可能性もあります。

5. 損失限定注文（逆指値注文）のリスク

逆指値注文は、為替レートが急激に変動した場合や為替レートが週明けに乖離した場合等、指示した価格から乖離して約定することがあり、必ずしも損失を想定した額に留められるとは限りません。

6. 流動性リスク

外国為替市場は、通常は高い流動性を示していますが、主要国の祝日、ニューヨーク市場の終了間際、週始めの取引開始時、相場急変時等マーケットの状況次第ではレートの提示が困難になる場合もあります。また、お客様へのレート提示が停止した場合、配信再開時に停止時のレートから大きくかい離したレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずることとなる可能

性があります。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあります。レートの提示が困難になった場合、お客様からのご注文を成立させることが出来なくなる可能性があります。また、天変地異、戦争、テロ、政変、各国政府による外国為替市場の管理政策の変更および規制等により、お客様のお取引が困難になる可能性もあります。

7. 相対取引のリスク

パートナーズ FX はお客様と当社との相対取引であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レートは他の情報（テレビ・インターネット・他の FX 会社等）とは同一ではなく、他の情報の価格より不利な価格で成立する可能性もあります。

8. カバー取引のリスク

パートナーズ FX ではお客様からのご注文を銀行や外国為替取引業者にカバーしておりますが、当社にてカバー取引が出来ない状況になった場合、お客様のお取引が困難になる可能性があります。

9. 電子取引システムのリスク

お客様または当社の通信機器の故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等により、取引が不可能になる場合があります。また、配信されるレート・情報の誤配または遅配により、実勢とはかけ離れたレートで約定する、または約定されたものが取消される可能性もあります。

10. ID・パスワード等に関するリスク

当社より発行された、ID・パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。お客様ご本人以外の方にID・パスワード等を知覚されないよう十分にご注意ください。

11. 税制、関連法規の変更によるリスク

外国為替証拠金取引に係る税制および関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

12. 証拠金、手数料、スワップ金利の変更によるリスク

証拠金、手数料、スワップ金利は経済情勢の変化、為替相場の状況、各国の金利動向等により変更される場合があります、それにともない新たな資金が必要になったり、自動決済の水準が近くなったりする可能性があります。

1～12 までのリスクは、パートナーズ FX における主なリスクについて記載したのですが、これがすべてとは限りません。

7. FX の顧客対象について

私は、下記（1）から（6）が貴社の勧誘の対象にならないことを理解していますが、この内（1）から（5）について、対象とはならない事をここに申告いたします。

- (1) ...未成年者、もしくは 75 歳以上
- (2) ...成年被後見人、被保佐人、被補助人及び生活保護法被適用者
- (3) ...恩給、年金、退職金、社会保険給付等により主として生計を維持し、余裕資金を持たない者
- (4) ...長期入院患者等、随時連絡が取れない者及び自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
- (5) ...外国籍で日本に不法滞在している者
- (6) ...その他、外国為替証拠金取引を行う適合性に欠けると認められる者

8. 外国為替証拠金取引の利益に対する税金に関しまして

パートナーズ FX で発生した益金（為替差益・スワップポイント）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年（令和 19 年）まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署に照会するか又は国税庁タックスアンサー

（<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>）のウェブサイトを参照ください。